参考資料４

環管大第１７７号
環管自第　７５号
平成１３年５月２１日

都道府県知事
　　　　　　　　殿
政令市長

環境省環境管理局長

大気汚染防止法第２２条の規定に基づく大気の汚染の
状況の常時監視に関する事務の処理基準について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成１１年法律第８７号）の施行（平成１２年４月１日）により、機関委任事務は廃止され、都道府県及び市町村の事務は自治事務又は法定受託事務に区分された。このうち法定受託事務については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定により、都道府県又は市町村が処理するに当たりよるべき基準（以下「処理基準」という。）を国が定めることができるとされている。

大気汚染防止法（昭和４５年法律第１８号。以下「法」という。）に規定する地方公共団体が処理すべき事務のうち、法定受託事務である常時監視に関する事務（法第２２条）については、別紙のとおり処理基準が定められたので通知する。

当該事務を行うに当たっては、別紙記載事項を遵守し、従来同様円滑かつ適切な実施に万全を期されるようお願いする。

（別紙）

大気汚染防止法第２２条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準

（平成１３年５月２１日　制定）

目　次

Ⅰ　大気汚染状況の常時監視の目的

Ⅱ　窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視
１．測定対象
２．測定局及びその配置
（１）一般環境大気測定局
（２）自動車排出ガス測定局
３．測定頻度
４．試料採取口の高さ
５．測定方法
６．測定値の取扱い及び評価
（１）評価の対象としない測定値等
（２）常時監視結果の評価
７．保守管理
８．結果の報告

Ⅲ　有害大気汚染物質に係る常時監視
１．測定対象
２．測定地点及びその選定等
（１）一般環境
（２）固定発生源周辺
（３）沿道
３．測定頻度等
４．試料採取口の高さ
５．測定方法
６．測定値の取扱い及び評価
（１）評価の対象としない測定値
（２）年平均値の算出
（３）異常値の取扱い
７．精度管理
８．結果の報告

Ⅰ　大気汚染状況の常時監視の目的

都道府県等において継続的に大気汚染に係る測定を実施することにより、地域における大気汚染状況、発生源の状況及び高濃度地域の把握、汚染防止対策の効果の把握等を行うとともに、全国的な汚染動向、汚染に係る経年変化等を把握し、もって大気汚染防止対策の基礎資料とすることを目的とする。

Ⅱ　窒素酸化物、浮遊粒子状物質等に係る常時監視

1．測定対象

主として、窒素酸化物、粒子状物質その他の大気汚染防止法に基づく規制がなされている物質に関して大気汚染の状況を把握するため、環境基準が設定されている以下に掲げる物質について測定を実施する。

二酸化硫黄
一酸化炭素
浮遊粒子状物質
光化学オキシダント
二酸化窒素

ただし、これらの物質の一部のみを測定項目として選定する測定局にあっては、当該測定局周辺における発生源からの排出の状況、各物質の環境濃度の状況その他の当該測定局及び当該地域に係る実状を踏まえ、各物質の測定の必要性及び優先度合いを十分考慮し、測定項目を選定するものとする。

また、上記に掲げる物質についての大気汚染状況の適切な評価等の観点から、一酸化窒素及び炭化水素並びに風向、風速等の気象要素についても測定を実施するよう努めるものとする。

2．測定局及びその配置

上記1．の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局といい、測定局の区分及びそれぞれの配置については、以下による。

（1）一般環境大気測定局

大気汚染の状況を常時監視するための測定局であって、下記（2）による自動車排出ガス測定局以外のものを、一般環境大気測定局という。一般環境大気測定局の配置に当たっては、一定地域における大気汚染状況の継続的把握、発生源からの排出による汚染への寄与及び高濃度地域の特定、汚染防止対策の効果の把握といった、常時監視の目的が効率的に達せられるよう配置する。

（2）自動車排出ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気汚染の状況を常時監視するための測定局を自動車排出ガス測定局という。自動車排出ガス測定局の設置に当たっては、自動車排出ガスによる大気汚染の状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案した配置地点の類型化を行い設置する。なお、類型化の具体

的手法については、別途技術的助言として示すので参考とされたい。

（3）測定局の配置の見直し

経年変化が把握できるよう、原則として同一地点で継続して監視を実施するものとするが、発生源、道路、交通量の状況、環境濃度の動向等に注意を払いつつ、測定局の配置について随時検討及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うこととする。

3．測定頻度

原則として、年間を通じて連続的に測定を行うものとする。

4．試料採取口の高さ

（1）基本的考え方

試料空気の採取は、人が通常生活し、呼吸する面の高さで行うこととする。

（2）基本的考え方を踏まえ、その具体的な高さは、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント及び一酸化炭素については、地上１．５ｍ以上１０ｍ以下、浮遊粒子状物質については地上からの土砂の巻き上げ等による影響を排除するため、地上３ｍ以上１０ｍ以下とする。

（3）高層集合住宅等地上１０ｍ以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある場合であって、基本的考え方を踏まえて当該実態について十分検討した結果、（2）によることが適当ではないと考えられるときは、適宜その実態に応じ適切な高さを設定する。

（4）用地の確保が困難な場合等やむを得ない事由により（2）及び（3）のいずれにもよることができない場合又はそれによることが適当ではないと考えられる場合は、次の要件を満たす採取口を設定するよう努めるものとする。

ア　採取口の高さが３０ｍを超えていないこと。かつ、

イ　近隣の地点において（2）における採取口高さにより、連続して１月間以上並行して測定を行った場合の測定結果と比較して、１時間値の日平均値の平均の差が大気環境基準の下限値の１／１０を超えていないこと。なお、四季の変化による影響を把握するため、この並行して行う測定は四季に併せて１年に４回以上行うこと。

5．測定方法

測定方法、測定機器の仕様及び構成については、「環境大気常時監視マニュアル」（平成１０年９月３０日付け環大規第２４２号及び環大二第９４号）によることとする。

6．測定値の取扱い及び評価

（1）評価の対象としない測定値等

ア　測定局が、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）の規定による工業

専用地域（旧都市計画法（大正８年法律第３６号）による工業専用地域を含む。）、港湾法（昭和２５年法律第２１８号）の規定による臨港地区、道路の車道部分その他埋立地、原野、火山地帯等通常住民が生活しているとは考えられない地域、場所に設置されている場合の当該測定局における測定値

イ　測定値が、測定器に起因する等の理由により当該地域の大気汚染状況を正しく反映していないと認められる場合における当該測定値

ウ　１日平均値に係る１時間値の欠測が１日（２４時間）のうち４時間を超える場合における当該１日平均値

（２）常時監視結果の評価

常時監視の結果は、環境基準により測定局ごとに評価することとし、以下による。

ア　短期的評価

大気汚染の状態を環境基準に照らして短期的に評価する場合は、環境基準が１時間値又は１時間値の１日平均値についての条件として定められているので、定められた方法により連続して又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間についてその評価を行う。

イ　長期的評価

大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するなど、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行う場合は、測定時間、日における特殊事情が直接反映されること等から、次の方法により長期的評価を行う。

①　二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

年間にわたる１時間値の１日平均値のうち、高い方から２％の範囲にあるもの（３６５日分の測定値がある場合は７日分の測定値）を除外して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、１日平均値につき環境基準を超える日が２日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。

②　二酸化窒素

年間にわたる１時間値の１日平均値のうち、低い方から９８％に相当するもの（１日平均値の年間９８％値）で評価を行う。

７．保守管理

精度の高い測定を行うため、「環境大気常時監視マニュアル」及び「環境大気測定機器維持管理要綱」（平成１０年９月３０日付け環大規第２４２号及び環大二第９４号）に基づき、測定機器に応じた日常点検、定期点検を適切に行い、その内容を記録するものとする。

８．結果の報告

法第２２条第２項の規定に基づく常時監視の結果の報告については、別途環境省が指定する方法により指定する期日までに行うものとする。